

(四画から続く)

二十年前に国庫負担問題が浮上したのは、当時の国家財政の構造的赤字対策からでした。これまで義務教育教材費・旅費・共済費・退職手当等が相次いで国庫負担の対象から外されてきました。結果は、国同様財政難にあえぐ自治体毎の教育予算の格差であり、子どもたちの教育環境の不平等です。現行の義務教育費国庫負担制度が整備されたのは、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生ずることとなったためであったことを忘れてはならない。

国庫負担制度から外されれば学校事務職員・栄養職員のいない学校が増えるでしょう。地方交付税が削減されるなど、自治体財政が一層逼迫する状況にあつて、学校事務職員・栄養職員の身分・労働条件はきわめて不安定なものになり、十分に学校教育を支えることも難しくなります。そのしわ寄せが教員に、そして子どもたちに及ぼされることになるのは必ずです。これまで二十年にわたって適用除外を阻止してこられたのは、このことをよく理解された各地方自治体の首長・議会をはじめとする関係者の粘り強い反対によるものである。以上の理由から、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に反対を求めます。

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の約六割を占める容器包装のリサイクルを行うため、一九九七年四月に容器包装リサイクル法が施行されました。

ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型ワン・ウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約七割を占める収集・分別・圧縮・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、特定事業者にもごみ減量に取り組むとする企業努力につながりにくい。

したがって、容器選択権のある生産者の責任を明確にしな限る限り、このままでは大量廃棄にかわる大量リサイクルに際し、かもこの法律は、リデュース(削減)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)という3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の精神から矛盾する面もあり、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法などを盛り込む視点で見直すことも不可欠です。よって、次の事項を国会及び関係行政庁に要望する。一 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・圧縮・保管の費用を製品の価格に含めること。

二 リデュース(削減)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の優先順位で推進するさまざまな手法を盛り込むこと。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済はまだまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成十六年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成十六年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る六月四日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、二年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、左記の事項についてその実現を強く求める。

記

一 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に、地方交付税総額は、平成十五年度以前の水準以上を確保すること。

二 税源移譲については、平成十七年度において基幹税による三兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

三 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。

四 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

議会日誌

5・17	基地対策特別委員会行政視察：広島県呉市(18)	7・1	厚木基地周辺五市議会議員行政視察：山口県岩国市(2)
18	千葉県袖ヶ浦市議会議員行政視察来庁	13	東京都青梅市議会議員行政視察来庁
21	全国市議会議長会理事會	14	香川県東かがわ市議会議員行政視察来庁
24	全国市議会議長会理事會	15	愛知県高浜市(16)教育福祉常任委員会行政視察：長野県岡谷市(16)
25	全国市議会議長会定期総会	15	総務常任委員会行政視察
27	厚木基地周辺五市議會議長会基地対策協議會総会	16	広域大和齋場組合議
28	第二回定例会本会議	21	建設水道常任委員会行政視察：宮城県白石市(22)
6・3	第二回定例会本会議	27	浜野議員外四名行政視察：北海道石狩市・岩見沢市(29)
7	第二回定例会本会議		
10	総務常任委員会		
11	教育福祉常任委員会		
14	市民経済常任委員会		
17	建設水道常任委員会		
21	基地対策特別委員会		
22	第二回定例会本会議		

議会を傍聴しましょう

議会の活動を知っていただくため、多くの皆様の傍聴をお願いします。市役所7階の議場入口正面で受付をしています。(各委員会は、6階の議会事務局へお申し出ください)

第3回定例会の開催予定

8月17日(火)	本会議(総括質疑)
19日(木)	総務常任委員会
20日(金)	市民経済常任委員会
23日(月)	建設水道常任委員会
25日(水)	基地対策特別委員会
26日(木)	本会議(一般質問)
27日(金)	本会議(一般質問)
31日(火)	本会議(討論・採決)

お問い合わせ ☎252-8872(直通) 市のホームページでも、市議会情報を提供しています。アドレス <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>

請願・陳情の結果

六月定例会各常任委員会で審議しました。請願及び陳情は次のとおり決まりました。

採 択

請願第8号 「ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書」の提出を求める請願

請願第9号 「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出を求める請願

陳情第107号 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に反対することについての陳情

陳情第97号 座間小学校の登校時間帯に交通規制をするよう警察に働きかける事を求める陳情

陳情第104号 一人ひとりの子どもに配慮したこまやかな教育の実現のため、三十人学級の早期実施を求める陳情

陳情第106号 私立幼稚園児の就園奨励金・保育料軽減措置(直接補助)を増額することについての陳情

陳情第93号 高額医療費制の改善を求めることに関する陳情

請願・陳情の提出について

第三回(八月)定例会で、審査をするための請願・陳情は八月六日(金)までに議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

